

石狩地域海岸漂着物対策推進協議会のあり方の検討について

区 分	内 容
経 過	<p>平成28年3月28日付けで「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準（平成10年3月30日制定）が一部改正されたことにより、本協議会は常設の「連絡調整会議」の位置付けとされた。それにより基準第9第6項で、要綱、要領等において2年間の見直し期限を設定することとされている。</p> <div data-bbox="480 965 1310 1274" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(見直し期限)</p> <p>第7条 本協議会は、平成28年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> </div>
本件に係る 対 応	上記経過を踏まえ、見直し期限が到来した本年度において、協議会のあり方について下記事務局案を各構成機関に諮ることとしたい。
事務局案	<p>石狩地域の海岸においては、流木をはじめとする漂着物が例年発生しており、引き続き関係機関との連携、情報交換が不可欠である。</p> <p>よって、本協議会については今後も存続が必要と判断する。</p> <p>なお、2年後の平成32年度において改めて本協議会のあり方について検討を行うこととする。</p>